

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和七年二月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年十一月五日奈良県指令中土第五七〇一〇号

令和七年一月八日奈良県指令中土第五七〇一〇一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年二月十二日中土第七六一一一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市四条町六三二番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市東成区中本五―二七―二三

橋本鋼材株式会社 代表取締役 橋本真吏